茂原市農業委員会第6回総会議事録

1 開催日時 令和3年6月9日(水) 午後1時30分から

2 開催場所 茂原市役所102会議室

3 出席委員 14名

1番 中村正明 2番 小高一夫

3番 湯 淺 公 夫 4番 蕨 直 邦

5番 光 橋 正 人 (第二副小委員長) 6番 杉 浦 文 子

7番 八角徳政 8番 高山多聞(第一副小委員長)

9番 秋 葉 仁 喜(第二小委員長) 10番 鈴 木 幸 雄(第一小委員長)

11番 鬼島一郎(職務代理) 12番 加藤古志郎

13番 石井利明(会長) 14番 浦島京子

出席推進委員 6名

矢部友一 古山光雄 早川昇一 富田和男

2件

平野芳之 風戸茂樹

4 事務局職員 6名

事務局長 髙 貫 敦 局長補佐 丸 島 浩 二

係 長 片 岡 雄 一 係 長 加 藤 栄 一

主 查 吉 田 茂 則 主 事 酒 井 嵩 文

- 5 会議に付した議案
 - ・農地法第3条の規定による許可申請について
 - ・農地法第5条の規定による許可申請について 6件
 - ・令和3年5月11日開催 第5回総会保留議案 農地法第5条の規定による許可申請について 2件
 - ・農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画 の承認について(利用権設定)
 - ・令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)及び 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)の承認について
- 6 報告

軽微な農地改良の届出について 地目変更登記申請に係る照会について 農地法第3条の3第1項の規定による届出について その他

7 総会要旨

局長

本日は第6回総会にご参集頂きましてありがとうございます。

本総会は、農業委員会法第27条第3項の規定により委員の過半数の出席を頂いておりますので成立することをご報告いたします。本日の議事案件については、3条申請2件、5条申請6件、第5回保留議案2件、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について1件、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)及び令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)の承認について1件、以上合計12件となります。そのほか報告事項がございます。

茂原市農業委員会総会会議規則によりまして、会長が議事の進行をすることになっておりますので、会長にお願いいたします。

会長

ただ今から農業委員会総会を開催いたします。さて、議事に入る前に本日の議事録署名人についてこちらで指名させて頂いてよろしいでしょうか。(異議なしの声)本日の議事録署名人は14番浦島委員と1番中村委員にお願いしたいと思います。議案の説明及び書記は事務局にお願いします。

はじめに農地法第3条の規定による許可申請第1号から2号議案について、事務局より説明をお願いします。

事務局

農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明します。

それでは第1号議案です。申請地は栗生野字上村地先、畑503㎡を贈与しようとする申請です。譲受人は栗生野の★★さん、譲渡人は松戸市の★★さんです。申請理由は、自宅から近いため、とのことです。譲り受ける農地にてトマト・キュウリ・ナス・ネギの作付けを計画しています。

次に許可基準についてです。全部効率利用要件については、現在譲受人が耕作に供すべき農地のうち、法第32条第1項各号に該当する遊休農地はありません。主な機械の保有については、トラクター、耕うん機を所有しています。労働力、技術については、世帯員2名で従事しております。農作業常時従事要件については、150日以上となっております。下限面積要件については、50アールを超えております。周辺地域との関係について、農薬の使用方法について地域の防除基準に従うとのことです。

その他の添付すべき必要書類について併せて確認しております。

続きまして第2号議案です。申請地は六ツ野字北原曽根地先、田1685㎡を売買しようとする申請です。買受人は長生村の★★さん、売渡人は銚子市の★★さんです。申請理由は、隣接の農地を所有しているため、とのことです。買い受ける農地にてミカンの作付けを計画しています。

次に許可基準についてです。全部効率利用要件については、現在買受人が耕作に供すべき農地のうち、法第32条第1項各号に該当する遊休農地はありません。主な機械の保有については、トラクター、耕うん機、田植機、コンバインを所有しています。労働力、技術については、世帯員2名で従事しております。農作業常時従事要件については、150日以上となっております。下限面積要件については、50アールを超えております。周辺地域との関係について、水路掃除、除草作業に参加し周辺農家と協力して用水路等の管理に努めるとのことです。

その他の添付すべき必要書類について併せて確認しております。 説明は以上でございます。

会長

第一小委員会の報告をお願いします。

第一 小委員長 現地調査を行い、1号、2号議案については許可の判断となりましたことを報告します。

会長

それでは順次審議します。1号議案です。★★委員いかがですか。

★★委員

現地を見させて頂きましたが、西側の方でブルーベリー等を作っているようで、 本人もちょうど来ていて、草刈をしてたような状況でした。譲受人は同じく★★さ んであり、特に問題はないと思います。

会長

★★委員いかがでしょうか。

★★委員

松戸の★★さんという方は、栗生野の★★さんのお兄さんでありまして、住まいは遠いし、お兄さんも高齢で農作業はできないとのことです。近くに住んでる弟の★★さんは、現在も自分の畑で野菜等を作っておりますので、問題ないと思いますので許可でよろしいかと思います。

会長

他にご意見ございますか。よろしいですか。それでは1号議案ですが、小委員会の報告及び意見のとおり許可ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは1号議案については、許可ということで決定いたします。

続きまして、2号議案です。★★委員いかがでしょうか。

★★委員

ここは住宅地のすぐ脇で、先月までは葦等が生い茂っていたのですけれども、今朝確認したところ刈ってありました。耕作するのであれば十分可能かと思います。 その脇に同じく★★さんが土地を持っていて、現在はミカン等を植えており、一体利用したいとのことですので、許可でよろしいかと思います。

会長

★★委員いかがでしょうか。

★★委員

★★委員が言ったように、これについては問題ないと思いますので、許可で処理 してよろしいと思います

会長

他にご意見ございますか。よろしいですか。それでは2号議案ですが、小委員会の報告及び意見のとおり許可ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは2号議案については、許可ということで決定いたします。

続きまして、農地法第5条の規定による許可申請につい3号から8号議案であります。事務局より説明をお願いします。

事務局

農地法第5条の規定による許可申請についてご説明します。

はじめに3号議案です。申請地は、大芝字八丁歩地先外10筆、田105㎡、畑2709㎡と農地以外の1217.39㎡を合わせまして、合計4031.39㎡です。早野の★★さんが長生村の★★さんから土地を買い受けて、貸駐車場用地とする申請です

申請理由及び土地選定理由は、申請地は、道路状況等アクセスが良く、需要が見込めるため、また他の企業から借りたい旨の申し出があったため、とのことです。事業計画としては、大型車10台分、普通車15台分の駐車場とします。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は用途地域内ですので第3種農地と考えられます。第3種農地として判断される場合は、原則許可できる農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な申請はありません。周辺農地の営農条件への支障について、埋め立て等は行わず、現状のまま使用するとのことです。排水は雨水のみです。確認が必要な隣接農地所有者は1名おりまして同意を得ております。

その他転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続きまして4号議案です。申請地は、大芝三丁目地先外1筆、畑487㎡です。大芝の★★さんが、大芝の★★さんから土地を買い受け、専用住宅用地とする申請です。申請理由は現在の住まいが手狭となったため、敷地が広く住環境が整ったこの場所に住宅を建てたい、とのことです。事業計画としては、建築面積72.87㎡の住宅1棟と建築面積36㎡のカーポートを1棟、建築します。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は用途地域内ですので第3種農地と考えられます。第3種農地として判断される場合は、原則許可できる農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な申請 はありません。周辺農地の営農条件への支障について、埋め立て等は行わず、現状の まま使用するとのことです。排水は下水道に接続の計画です。確認が必要な隣接農地 所有者は1名おりまして同意を得ております。

その他転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続きまして5号議案です。申請地は、下永吉字中島地先外5筆、田1971㎡、畑220㎡、合計2191㎡です。大芝の★★さんが、下永吉の★★さんから土地を買い受け、資材置場用地とする申請です。申請理由は、今まで借りてきた資材置場用地が3月に返還となったため、新しい場所を探していたところ、事務所からも近い申請地が見つかったため、とのことです。事業計画としては、埋め立てをして資材置場とします。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は用途地域内ですので第3種農地と考えられます。第3種農地として判断される場合は、原則許可できる農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく申請として、 特定事業(埋立)の申請があります。周辺農地の営農条件への支障について、土砂の 流失に注意するとのことです。排水は、雨水のみで自然浸透です。下永吉耕作組合か ら雨水排水同意書が提出されております。確認が必要な隣接農地所有者は1名おり、 確認を得ております。

その他、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続きまして6号議案です。申請地は、木崎字南田地先、田161㎡と農地と一体利用する農地以外の土地1728㎡、合計1889㎡です。千代田町の★★さんが茂原の★★さんから土地を買い受けて、宅地分譲用地とする申請です。申請理由及び土地選定理由は、申請地は、閑静な住宅街で住環境が整っていること、土地価格が予算内であったため、とのことです。事業計画としては、区画面積平均277㎡の宅地を6区画造成します。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は用途地域内ですので第3種農地と考えられます。第3種農地として判断される場合は、原則許可できる農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な申請として、市都市計画課に宅地開発事業事前協議申出書、市環境保全課に特定事業許可申請書、市土木管理課に道路工事施行承認申請書がそれぞれ提出されております。周辺農地の営農条件への支障について、近隣に迷惑のかからないように工事するとのことです。排水は合併浄化槽処理後、西側道路側溝へ放流します。木崎自治会より排水同意書が提出されております。隣接農地所有者は2名おりまして同意を得ております。

その他転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続きまして7号議案です。申請地は、木崎字棒田地先、畑325㎡です。船橋市の ★★さんご夫妻が祖母である茂原の★★さんから使用貸借にて土地を借り受けて、専 用住宅用地とする申請です。申請理由及び土地選定理由は、申請地は両親及び祖母の 居住地に近く、便利なためとのことです。事業計画としては、建築面積56.17㎡ の住宅1棟と15.57㎡のカーポートを建築します。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は用途地域内ですので第3種農地と考えられます。第3種農地として判断される場合は、原則許可できる農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な申請はありません。造成工事は行いません。排水は、合併浄化槽を設置し、蒸発拡散装置にて宅内処理の計画です。確認が必要な隣接農地所有者は1名おりまして同意を得ております。

その他、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続きまして8号議案です。申請地は、東郷字八幡前地先、畑637㎡と隣接する自己所有地164㎡を合わせまして801㎡です。

流山市の★★さんが本小轡の★★さんから土地を買い受けて、長屋住宅用地とする申請です。申請理由は、隣接で長屋住宅を経営しており、便利なため、とのことです。次に転用許可基準です。立地基準については、申請地は用途地域内ですので第3種農地と考えられます。第3種農地として判断される場合は、原則許可できる農地です。続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく申請はありません。周辺農地の営農条件への支障について、埋め立て等は行わず、現状のまま使用するので問題はないとのことです。また確認が必要な隣接農地所有者もおりませ

その他、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

説明は以上でございます。

会長

第一小委員会の報告をお願いします。

第一 小委員長 3号から8号議案については、審議の結果すべて許可相当の判断となりましたことを報告します。

会長

それでは3号議案から順次審議をいたします。初めに3号議案です。★★委員いかがですか。

★★委員

これについては、用途地域内の第3種農地であり、他の会社に貸付のためとのことですので、問題ないと思います。

会長

★★委員いかがですか。

★★委員

ここは国道128号線に隣接している用途地域内の第3農地なので許可相当でよろしいと思います。

会長

他にご意見ございますか。よろしいですか。それでは3号議案ですが、小委員会の報告及び意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声)それでは3号議案については、許可相当ということで決定いたします。

続きまして、4号議案です。★★委員いかがでしょうか。

★★委員

これについては区画整理地以内で用途地域内の第3種農地なので、特に問題はないと思います。

会長

★★委員いかがですか。

★★委員

★★委員の言っているとおり、ここは区画整理済の第3種農地でありますので、 許可相当での処理でよろしいと思います。 会長

他にご意見ございますか。よろしいですか。それでは4号議案ですが、小委員会の報告及び意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは4号議案については、許可相当ということで決定いたします。 続きまして、5号議案です。★★委員いかがでしょうか。

★★委員

ここはもう何十年も前から荒れ放題というようなところでございます。第3種農地ですので、問題なく許可相当でよろしいかと思います。

会長

他にご意見ございますか。よろしいですか。それでは5号議案ですが、小委員会の報告及び意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは5号議案については、許可相当ということで決定いたします。 続きまして、6号議案です。★★委員いかがでしょうか。

★★委員

この場所は、すでに周りが開発されて残った土地だと思います。ここだけ残っても仕方がなく第3種農地でもありますので許可相当でよろしいと思います。

会長

★★委員いかがでしょうか。

★★委員

周辺農地に迷惑がかかるような問題もないと思いますので、許可相当で良いと思います。

会長

他にご意見ございますか。よろしいですか。それでは6号議案ですが、小委員会の報告及び意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声)それでは6号議案については、許可相当ということで決定いたします。 続きまして、7号議案です。★★委員いかがでしょうか。

★★委員

家族の関係でこちらに新しく家を建てたいということだそうですが、周りはもうほとんど住宅地のような状況になってきております。現状は東側に用水路がありまして、そこで遮断されてるような状況です。道路上に面しているところであれば許可相当でよろしいかと思います。

会長

★★委員いかがですか。

★★委員

★★委員が言われたように、ここは両総用水の幹線と道路に囲まれて、やむを得ないところですね。許可相当でよろしいと思います。

会長

他にご意見ございますか。よろしいですか。それでは7号議案ですが、小委員会の報告及び意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは7号議案については、許可相当ということで決定いたします。 続きまして、8号議案です。★★委員いかがでしょうか。

★★委員

ここも周り中が住宅地の第3種農地で、西隣にはもうすでに共同住宅が建っております。申請地も共同住宅ということですので、許可相当でよろしいかと思います。

会長

他にご意見ございますか。よろしいですか。それでは8号議案ですが、小委員会の報告及び意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声)それでは8号議案については、許可相当ということで決定いたします。

続きまして、令和3年5月11日開催の第5回総会の保留議案、9号議案と10 号議案の説明を事務局よりお願いします。

事務局

議案第9号10号、令和3年5月6日開催 第5回総会保留議案 農地法第5条の規定による許可申請についてご説明します。

5月の6号、7号議案です。一体計画ですので併せてご説明します。申請地は、大芝字三ノ割地先外4筆、田852㎡、畑567㎡、農地以外の土地181㎡、計1600㎡です。東京都の★★が早野の★★さん外1人から土地を買い受けて太陽光発電施設用地とする申請です。申請理由及び土地選定理由は、日当たりが良く、連系工事をしやすい立地であるため、とのことです。事業計画としては、太陽光パネル280枚を設置します。

次に転用許可基準です。立地基準について申請地は農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と考えられます。第2種農地として判断される場合は、許可し得る農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な申請として、経済産業省に再生可能エネルギー発電事業の認定申請書、都市計画課に太陽光発電設備設置事前協議申出書がそれぞれ提出されております。地域説明については、パネル設置にあたって文書配布を行い、了解を得ているとのことです。周辺農地の営農条件への支障について、造成は整地のみで埋立ては行いません。排水は雨水のみで自然浸透です。確認が必要な隣接農地は1名おり、確認を得ております。

その他、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等について、添付され た必要書類で確認しております。説明は以上です。

会長

この件については、先月の段階では、都市計画課に事前協議の申出書をまだ提出しておらず、併せて経済産業省にも関係書類が未提出だったということで、先月の総会では、今月、書類を提出すれば許可相当という意見だったのですけれども、事務局の説明の通り、提出はされているとのことですので、許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声)それでは保留議案の9号議案、10号議案については、許可相当ということで決定いたします。

続きまして議案第11号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について(利用権設定)であります。この案件につきましては議事参与制限を受ける委員がいらっしゃいます。★★委員と★★委員におかれましては議案第11号の審議が終了するまでご退席をお願いいたします。

(★★委員・★★委員退出)

それでは事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第11号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集 積計画の承認について(利用権設定)ご説明します。

(内容等について説明する。)

会長

説明が終わりました。ご意見ございますか。(異議なしの声) それでは15号議案については承認とさせて頂きます。

(★★委員・★★委員入室)

続きまして、議案第12号令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)及び令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)の承認についてであります。事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第12号令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)及び令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)の承認についてご説明いたします。

(内容等について説明する。)

会長

説明が終わりました。ご意見ございますか。意見が無いようでしたら、12号議案については承認ということにさせて頂きます。

以上で議案関係は終わりました。次に報告に入ります。

事務局 次の事案を報告

- ・軽微な農地改良の届出について
- ・地目変更登記申請に係る照会について
- ・農地法第3条の3第1項の規定による届出について

会長

以上で本日の総会を終了します。御苦労さまでした。